

# 要望書

令和6年8月2日

千葉県知事 熊谷俊人 様

公益社団法人 千葉県看護協会  
会 長 増 淵 美 恵 子

医療・介護ニーズが増大し8,800人の看護職員不足が推計されている2025年は目前となりました。本県においては、保健医療圏ごとの看護職員数の格差や、今後も需要の増加が見込まれる訪問看護領域の看護職確保など、地域別偏在・領域別偏在など取り組むべき課題があると認識しています。加えて、近年の広範囲にわたる災害や新興感染症の発生など、県民の生命と生活に関わる事態に対する保健・医療・看護への期待が大変大きいものとなっています。

そのような中、令和5年10月に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が30年ぶりに初めて改正され、今後も増大する看護ニーズに対応するために、看護職の資質向上や処遇改善を含む働き続けられる職場環境づくり、新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保等が重要であり、量的確保と資質向上を図りながら看護職の確保を推進する方向性が示されました。

また、2024年4月から、医師の残業時間の規制が開始され、医師から看護職へのタスクシフトによる業務量の増加が懸念され、看護職がより専門性を発揮するため、看護業務の効率化や看護補助者との協働を推進する必要があります。

今後、人口減少に向かう中で看護職確保はさらに困難になることが予想され、定着に向けた対策を充実させることが重要ですが、令和5年度看護職定着確保動向調査の結果では、県内病院の常勤看護職の離職率が13.5%と過去10年間で最も高く、また、訪問看護ステーションの常勤看護職の離職率は17.5%とさらに高い状況となっています。

本協会においても、働き方改革や地域包括ケアの推進、健康危機管理対策など社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、会員の総力を結集して進めてまいります。

よって、令和7年度予算の編成に当たり、「地域における看護職の定着・確保の推進」「質の高い看護の提供体制の構築・推進」「全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築の推進」「災害・感染症に対する体制の強化」「看護機能発揮のための連携・組織基盤の強化」の事項について要望いたします。

## 要 望 事 項

### 地域における看護職の定着・確保の推進

#### 1．看護職のヘルシーワークプレイス（処遇改善他）の推進

- 1) 医療勤務環境改善支援センター事業の充実を図るための周知徹底、実態調査の実施とその結果を踏まえた処遇改善と離職防止
- 2) ナースセンター内に看護職対象のヘルシーワークプレイスの役割と予算の追加
- 3) ナースセンターにおける看護補助者に対する求人対応のための予算の確保
- 4) 実態に即した保育環境の整備
- 5) 新卒看護師の免許早期交付のための申請手続きのスピード化

#### 2．看護学生の臨地実習体制の整備

- 1) 看護学生実習受入れ施設の拡大への支援（訪問看護ステーション・産科施設を含む）
- 2) 実習環境整備の推進と助成の拡大・充実（感染症対策を含む）

#### 3．看護学生への就学継続のための経済的支援

- 1) 就学資金貸付単価の増額
- 2) 学費支援を目的とした県立看護師等学校養成所の定員増

#### 4．准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

### 質の高い看護の提供体制の構築・推進

#### 1．看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

- 1) 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術を習得するための研修の実施への支援
- 2) 保健師のキャリア形成を目的とした現任教育体制の整備の推進者である統括保健師の配置
- 3) 看護の質の向上と県内定着のための千葉県立保健医療大学大学院の設置

## 2. 専門分野における質の高い看護職の育成と処遇

- 1) 特定行為研修修了者、専門・認定看護師、認定看護管理者の資格修得に係る受講料・宿泊費用・交通費等の費用等への助成の継続・拡大
- 2) 上記資格修得に係る奨学資金の創設
- 3) 特定行為研修、専門・認定看護師教育機関の県内設置
- 4) 千葉県立保健医療大学大学院設置による質の高い看護職の育成

## 3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

## 4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

### 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築の推進

#### 1. 訪問看護の充実

- 1) 有識者・関係機関等で構成する訪問看護の推進に係る検討の継続
- 2) 訪問看護を担当する部署の設置

#### 2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

- 1) 地域における多職種連携の推進
- 2) 医療的ケア児や身体・精神障がい者(児)など在宅療養支援システムの構築・推進
- 3) 母子のための地域包括ケア病棟開設・運営の推進と子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- 4) 地域包括ケア推進のための看護職の人的環境整備

### 災害・感染症に対する体制の強化

#### 1. 災害に対する対策の整備

- 1) 円滑な災害支援のための協定の見直しや引き続き有識者会議構成員としての参画などによる連携の強化
- 2) 災害対策を担う看護職の人材育成

#### 2. 新興感染症に対する対策の整備

- 1) 公衆衛生を担う保健師の増員のための人材育成の体制整備と離職防止対策の強化及び統括保健師の配置

- 2) 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師等を増員するための支援

## **看護機能発揮のための連携・組織基盤の強化**

### **1．各職能の専門性を活かした政策提案と推進への協力**

- 1) 看護職を管理職とした看護問題検討のための専門部署の設置

## 要望事項詳細

### 地域における看護職の定着・確保の推進

千葉県就業看護職員数は、令和4年度末現在62,016人で人口10万対の看護職数は保健師39.3(全国48.3)助産師25.6(同30.5)看護師796.2(同1049.8)准看護師128.7(同203.5)で、全国と比較すると低位である(令和4年度衛生行政報告例)。2025年には約8,800人の看護職不足が推計されている本県では、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。全国的な社会情勢として高齢者が増加し、医療・看護の場は在宅へと拡大する一方で、少子化により看護職を目指す子どもたちの減少が想定される中、看護の道に進む人材の確保、県内就職率のアップにつながるような取組が必要である。

このような状況から、看護職不足解消の対応策として、支援対象年齢を若年層に拡大して看護の魅力を伝え、看護職を目指す子どもたちの増加を図る必要がある。引き続き看護学生の県内定着の体制を充実・強化し、併せて離職防止や潜在看護職の再就業支援等、実効性の高い戦略を検討しながら実践を継続する必要がある。

よって、看護学生の就学支援と県内定着、働き続けられる環境づくりについて引き続き支援をいただきたい。

#### 1. 看護職のヘルシーワークプレイス(処遇改善他)の推進

看護職は、夜勤・交代制勤務等の労働負荷に加えて、時間外勤務が常態化しており、有給休暇の取得も困難など、厳しい労働環境が続いている。看護の専門性ややりがいの担保のために、タスク・シフティングやタスク・シェアリングによる業務分担を有効に生かすことや、保育環境の充実により産休・育休からの復職や仕事と家庭の両立を実現できる環境が必要である。本協会では、働き続けられる職場環境の整備としてヘルシーワークプレイス(健康で安全な職場づくり)の推進に取り組んでいるが、県内医療機関の約8割を占める中小規模病院等では多様な働き方を推進するための人員確保や人材育成など課題が多く、県の医療体制整備を推進するために実態に即した改善への支援を医療勤務環境改善支援センターに期待しているところである。とはいえ、医療勤務環境改善支援センター事業内で、看護職に特化した活動は難しいと思われる。したがって、定着と確保は、車の両輪であることから、ナースセンター内にヘルシーワークプレイスを推進する役割を位置づけ、予算化されることを希望したい。

更に今後は、ナースセンターにおいて看護補助者に対する求人对応が求められている。この活動についても専門職や事務担当者の配置が必要となり、予算化されることを希望したい。

その他、看護職の確保や産休・育休からの職場復帰の促進のためには、保育

環境の整備は重要となる。県が本件に対して対応をしていただいていることは、十分に理解しているが、保育所に関する要望は未だに多く寄せられている。

また、新規採用者が、専門職としての自覚と責任を持つためには、入職時から看護師免許の交付を受けていることが必要であることから、申請手続きのスピード化をお願いしたい。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 医療勤務環境改善支援センター事業の充実を図るための周知徹底、実態調査の実施とその結果を踏まえた処遇改善と離職防止
- 2) ナースセンター内に看護職対象のヘルシーワークプレイスの役割と予算の追加
- 3) ナースセンターにおける看護補助者に対する求人对応のための予算の確保
- 4) 実態に即した保育環境の整備
- 5) 新卒看護師の免許早期交付のための申請手続きのスピード化

## 2. 看護学生の臨地実習体制の整備

県内での看護師等学校養成所数の増加に伴う臨地実習施設不足や少子化に伴う産科実習施設の減少等、確保が厳しい状況にある。さらに、コロナ禍での経験を活かした感染症対策や医療・看護の現場における、急性期から慢性期、病院と地域等切れ目のない体制の実際を学ぶ上でも中小規模病院や地域の産科施設、訪問看護ステーション等での実習が必要である。看護の臨地実習は、学内で学んだ知識・技術等の統合を図り、看護実践能力を習得する極めて重要な機会である。

また、看護学生は就業先として、臨地実習施設を選択することが多く、県内就業の推進や訪問看護師、助産師を目指す者の増員のためにも実習施設の確保、新たな実習施設の拡大は重要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 看護学生実習受入れ施設の拡大への支援（訪問看護ステーション・産科施設を含む）
- 2) 実習環境整備の推進と助成の拡大・充実（感染症対策を含む）

## 3. 看護学生への就学継続のための経済的支援

看護系大学が増える中、大学で学ぶ学生の学費等の経済的負担も増している。看護学生の就学を容易にし、県内における看護職の確保及び質の向上に資する

ためには修学資金の貸付単価額の増額や学費の安い公立の看護師等学校養成所の定員数の増加等の経済的支援によって、看護学生が安心して勉学に集中できるよう、以下の事項について制度の拡充を図られたい。

- 1) 就学資金貸付単価の増額
- 2) 学費支援を目的とした県立看護師等学校養成所の定員増

#### 4. 准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

准看護師養成停止が実現するまでの間は、准看護師養成校の教育環境の確保、並びに県立看護専門学校等、進学コースとなる2年課程は進学による看護師確保のため、存続されたい。

また、県内に就業しながら資質向上を目指すことができるよう、通信制看護学校の新設等の支援を願いたい。

### 質の高い看護の提供体制の構築・推進

看護職は、質の高い医療・看護を提供することによって、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。そのため、生涯を通じて、安全で安心な専門性の高い看護の知識・技術の習得に努めるとともに、多様化する時代や社会のニーズに応えるため、学会や研究・調査等を通して、より専門性が生かせる看護開発への取組を進めていく。

よって、質の高い看護の提供体制の整備について、支援をいただきたい。

#### 1. 看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

医療技術は日進月歩で発展している。看護職は生涯を通じて、可能な限り最新の医療情報をキャッチし、習熟しながら知識や技術を研鑽することが、質の高い看護の提供につながるるとともに、医療安全の上からも肝要である。

地域においては、各市町村及び県（保健所等）との連携において保健師の現任教育を推進しているが、採用後数年までの経験の浅い保健所保健師の中には、感染症対策に専従していたことにより、本来の地区活動を未経験の者もあり、指導者である中堅保健師が少ない中での人材育成を余儀なくされている現状がある。

「地域における保健師の保険活動について」（平成25年4月19日付け健発0419第1号厚生労働省健康局長通知）では、「地域における保健師の保健活動に関する指針」において、統括保健師の役割について保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うと規定している。看護職の役割を果たし、専門職としての力を発揮するには、統括

保健師の役割の発揮により、各個人のキャリア形成を見据えた人材育成が必須であり、現任教育推進の役割を担う統括保健師の配置により推進することができる。

また、千葉県立保健医療大学の充実を図り、優秀な看護職を県内に定着させることで看護の質の向上を図ることが可能となる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術を習得するための研修の実施への支援
- 2) 保健師のキャリア形成を目的とした現任教育体制の整備の推進者である統括保健師の配置
- 3) 看護の質の向上と県内定着のための千葉県立保健医療大学大学院の設置

## 2. 専門分野における質の高い看護師の育成と処遇

2015年に特定行為の研修制度が施行され、一定の研修修了看護職が医療行為の一部を手順書によって実践している。これまでも、がん、感染、精神、糖尿病、認知症、救急、訪問看護等に精通した専門看護師や認定看護師が育成・輩出され、災害・感染症対策においても県民に質の高い看護を提供している。それには、専門・認定看護師の役割を十分に発揮できるようにコーディネートする認定看護管理者の役割が大きく、看護職の定着・確保の推進及び医師のタスク・シフティングやタスク・シェアリングにもつながっており、成果を上げているところである。

一方で、県内には養成施設が少なく養成には時間を要することから、資格取得に係る時間や費用の負担から退職を余儀なくされる場合もある。令和4年度から県の対策として、所属職員の特定行為研修受講者の受講料等を補助する施設への補助制度が創設されたが、まだまだ拡大が必要な状況である。県内の医療水準・公衆衛生の向上を図るためにも、専門分野における質の高い看護職の育成は重要であり、広く支援(千葉県病院局と同程度の)を拡大した育成の推進が必要と思われる。

さらに、千葉県立保健医療大学への大学院設置による専門看護師の養成や認定看護師育成コースの設置など、大学機能の充実による質の高い看護職の育成と県内定着が可能となる。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 特定行為研修修了者、専門・認定看護師、認定看護管理者の資格修得に係る受講料・宿泊費用・交通費等の費用等への助成の継続・拡大
- 2) 上記資格修得に係る奨学資金の創設

- 3) 特定行為研修、専門・認定看護師教育機関の県内設置
- 4) 千葉県立保健医療大学大学院設置による質の高い看護職の育成

### 3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

少子超高齢多死社会において、看護職には患者・家族等の個別ニーズへの対応や、入院時から在宅での生活を予測する支援、さらには在宅での看取りまでを視野に入れた総合的な看護が求められている。一方、これまでの看護基礎教育は、科目数は増やしてきているものの、総時間数は増やさずこれらに対応してきた。しかしながら、これからは、より複雑化・多様化した対象者が急増し、臨床推論力や在宅領域の実践力をベースにした総合的な看護力が求められる。

こうしたことから、今後の社会ニーズに応えるには、教育時間数の増加は不可欠であると考える。

よって、看護基礎教育年限を3年から4年に延長していただくよう、国に要望していただきたい。

### 4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

2015年10月から医療事故の再発防止を目的とした医療事故調査制度が始動している。県民に安全で質の高い医療を提供することは、医療者の最も重要な使命であるとともに、県民と医療者との信頼関係の醸成にも大きく貢献するものである。

よって、各医療機関における医療安全推進体制の強化や組織的な地域ネットワークの構築等の取組について、県の役割として主体的に推進していただきたい。

### 全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会を背景に全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が求められている。増え続ける医療・介護のニーズ、子どもの健全な育成に対応するためには、地域の実情や対象に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要である。

また、2019年の県内広範囲に被害のあった災害や新型コロナウイルス感染症などの問題は全世代に及び、地域全体で対応しなければならない健康問題であり、地域づくりともいえる。問題解決のためには、不足している訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、臨床における看護師と訪問看護師による看・看連携の強化、高齢者や医療的ケア児、身体・精神障がい者（児）の退院支援システムの構築、多職種との連携による支援の組織化を進めていく必要がある。

よって、以下の事項について実施されたい。

## 1. 訪問看護の充実

2023年10月現在の県内における訪問看護ステーション数は654ヶ所、人口10万人対10.4ヶ所で、5年間で266ヶ所増えている（関東信越厚生局千葉事務所訪問看護事業所一覧表）。一方、訪問看護師数は、2022年10月1日現在3,765人で、2021年に比較して1年間で618人増加しているものの、令和5年度在宅医療実態調査では常勤換算5人未満の小規模事業所が約5割を占めている。小規模事業所では就業する看護職の就労状況により、開業しても休止・廃止する事業所も少なくない。全国的にも人口10万人当たりの訪問看護師数は下位の状況にある。医療介護総合確保促進法に基づく令和6年度千葉県計画では、訪問看護推進事業の目標値として令和8年に訪問看護従事者数5,333人を掲げており、達成するには更なる従事者の増加が求められる。在宅医療・看護の担い手である訪問看護ステーション、訪問看護師を確保し、定着させるためには、現状・課題の調査を実施し、県内の訪問看護を総合的に検討し、機能の充実を図るための担当部署を設置する必要がある。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 有識者・関係機関等で構成する訪問看護の推進に係る検討の継続
- 2) 訪問看護を担当する部署の設置

## 2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会の進展に伴い、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速化し、医療的ケア児や認知症、身体・精神障がい者（児）等、医療と介護の両方の支援を必要とする在宅療養者（児）が増加している。

また、未来を支える子どもたちの健全育成まで拡大した地域づくりも併せ、全世代を対象として地域で看護を提供する自治体保健師・訪問看護師、医療機関と地域をつなぐ助産師・看護師等に加え、関係多職種連携と環境整備により推進する必要がある。自治体保健師は、近年の長期に及んだコロナ禍から休職・離職による人材不足が続いており、長期的・計画的な人員確保と教育が重要となっている。

県として、必要な人員確保とともに、地域単位で働く場を超えた多職種間の連携・協働をベースに、その連携を県民や関係機関の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 地域における多職種連携の推進
- 2) 医療的ケア児や身体・精神障がい者（児）など在宅療養支援システムの構築・

## 推進

- 3) 母子のための地域包括ケア病棟開設・運営の推進と子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- 4) 地域包括ケア推進のための看護職の人的環境整備

## 災害・感染症に対する体制の強化

近年、地球温暖化に起因すると思われる自然災害は、広範囲に甚大な被害が多発し、未知の感染症の全国的な蔓延など、予測のつかない健康危機管理への対応は緊急かつ重要な課題である。災害・感染症等の健康危機においては、組織横断的に総合調整を行う統括保健師の役割発揮により、組織内はもとより関係機関等との連携による対応が可能になる。そのためには、平常時からの備えとして、必要な人材の育成・配置、県の方針の明確化と情報提供、関係各機関等の緊密な連携と情報共有など、有事に向けた協定の締結や引き続き緊急時の有識者会議の構成員として看護職が参画できる体制整備を推進することが急務である。よって、以下の事項について実施されたい。

### 1. 災害に対する対策の整備

地震、台風や線状降水帯によるゲリラ豪雨など自然災害による健康被害はいつでもどこでも起こりうる問題であり、迅速な対応をするためには自治体や関係機関等との情報共有・連携が重要となる。また、災害に対応できる専門的かつ最新の知識技術を習得している看護職を育成することが重要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 円滑な災害支援のための協定見直しや引き続き有識者会議構成員としての参画などによる連携の強化
- 2) 災害対策を担う看護職の人材育成

### 2. 新興感染症に対する対策の整備

世界的に交流が頻繁な社会情勢の中、新興感染症が拡大する機会が増えており、国際空港を持つ本県においては、常に感染症拡大の危険にさらされている。

新型コロナウイルス感染症等新興感染症への対応においては、公衆衛生の最前線である保健所や感染症対策に従事する保健師が活躍できる体制整備が重要である。この度の新型コロナ感染症への対策を契機に、感染症法の改正と、改正感染症法等を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、健康危機管理体制を確保するため、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが求められることとなったが、活動

の中心である中堅保健師のコロナ禍による休職・離職の影響で人材育成が課題となっている。

さらに、平常時からの自治体や関係機関等との連携強化と、有事においても高度で専門的な知識を有する感染管理認定看護師等の看護職が機能を十分に発揮し役割を果たせるように体制の構築・整備が必要である。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 公衆衛生を担う保健師の増員のための人材育成の体制整備と離職防止対策の強化及び統括保健師の配置
- 2) 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師等を増員するための支援

## **看護機能発揮のための連携・組織基盤の強化**

### **1. 各職能の専門性を活かした政策提案と推進への協力**

本協会は保健師・助産師・看護師・准看護師のすべての看護の職能が所属する唯一の職能団体であり、県全体及び地域のニーズを把握して特徴に合わせた地域密着型の地区部会活動で県民の健康を守る活動を実施している。

2025年、2040年を展望する課題への的確な対応を進めていくため、社会の状況、医療・介護の現状の課題、国の政策・施策の動向を踏まえて、千葉県・各市町村等の自治体、関係団体等との連携を強化し、県民の健康・生活を守る政策の推進に努める必要がある。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 看護職を管理職とした看護問題検討のための専門部署の設置